⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the Examination of Qualifications for the Participation in selective Tenders for Procuring Equipment by Japan Freight Railway Company.

⑺ Time limit for tender: 1:30 P.M 20 December 2012.

⑻ Contact point for the notice: Purchasing & Stores Section, Finance Department. Japan Freight Railway Company, 33―8 Sendagaya 5-Chome Shibuya-Ku, Tokyo 151―0051 Japan. Tel: 03―5367―7419

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度の文部科学省における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年10月31日

文部科学省大臣官房文教施設企画部長　清木　孝悦

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

1　工事種別

建設工事の工事種別は、次のとおりとする。

一式工事：土木一式工事、建築一式工事

一式以外工事：大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

2　申請の時期

⑴　インターネットによる申請の場合　原則、インターネットにより申請するものとし、その時期は、平成24年12月３日から平成25年１月15日までとする。

⑵　インターネットによる申請以外の場合　⑴により難い場合又は３⑷に該当する場合は、次のいずれかによる。

ア　郵送による申請の場合　平成25年１月７日から平成25年１月31日（当日消印有効）までとする。

イ　持参による申請の場合　平成25年１月７日から平成25年１月31日までの午前10時00分から午後12時00分及び午後１時30分から午後５時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとする。

⑶　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第１項に規定する特定調達契約について、一般競争に付す旨の公告に基づき資格審査の申請をしようとする場合、その他平成25年１月31日までに３⑵の申請書等を提出することができない場合は⑴及び⑵の限りでない。

3　申請の方法

⑴　申請書等の入手方法

ア　インターネットによる申請の場合　次に掲げるアドレスにアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。なお、詳細については、建設工事資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク　電話番号06―7507―1070へ問い合わせること。

https://www.pqr.mlit.go.jp

イ　郵送又は持参による申請の場合　申請書の配布に関する情報は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下、「契約情報室」という。）電話番号03―5253―4111（内線2309・3699）又は契約情報室ホーム http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsiteにおいて提供する。

⑵　申請書等の提出方法

ア　インターネットによる申請の場合　⑴アに掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴アにおいて入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類としてイ㈼を次に掲げる送付先にファックス送信するものとする（入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

建設工事資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク　ファックス番号06―7506―9497

イ　郵送又は持参による申請の場合　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、〒100―8959 東京都千代田区霞が関３―２―２契約情報室に郵送又は持参すること。

㈠　営業所一覧表

㈡　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のもの。ただし、申請基準日が平成23年６月30日以降のもので、かつ平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合（ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く。）の写し。

㈢　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３月前までの間のものに限る。）

㈣　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合に限る。）

⑶　日本語訳の付記等

ア　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

イ　この公示により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては署名をもってこれに代えることができる。

⑷　インターネットによる申請ができない場合

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

イ　経営事項審査の審査基準日が平成23年６月30日以降のものでない場合。さらに平成25・26年度の資格審査にあたっては、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合（ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く。）

ウ　申請者が経常建設共同企業体である場合。

エ　申請者が官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合で、特例計算を希望する場合。

オ　申請者が協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。

カ　合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合。

キ　申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた場合で、６に掲げる再度の認定を受けていないとき。

ク　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査を受けている場合。

4　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者

⑵　建設業法第27条の23第１項の規定による審査を受けていない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴　予定価格別の競争参加者資格　競争に参加することができる者は、当該競争に係る契約の予定価格の金額に応じ、⑵の規定により格付けされた等級を有する業者とする。

⑵　等級格付けの資格審査の項目及び方法　競争に参加する資格を得ようとする者の等級格付けは、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表第１の上欄に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、A、B、C、Dの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、A、B、Cの３等級に格付けする。